

# 令和4年11月分 栄養管理報告書集計結果（概要）

墨田区保健所

向島・本所保健センター

## 1 目的

健康増進法第21条及び健康増進法施行規則第9条において、特定給食施設の設置者は、利用者の身体状況を定期的に把握し、これらに基づき、適切な栄養管理と品質管理を行い評価することに努めることとなっている。また、特定給食施設等については、東京都規則（健康増進法施行細則第6条）及び墨田区健康増進法施行細則第6条に基づき、栄養管理報告書の提出を求めている。

令和4年11月に提出があった栄養管理報告書から、施設状況及び栄養管理状況についてまとめたので、報告する。

## 2 対象

令和4年11月分の栄養管理報告書の提出があった施設（143施設）

## 3 区内給食施設数（令和6年2月末現在）

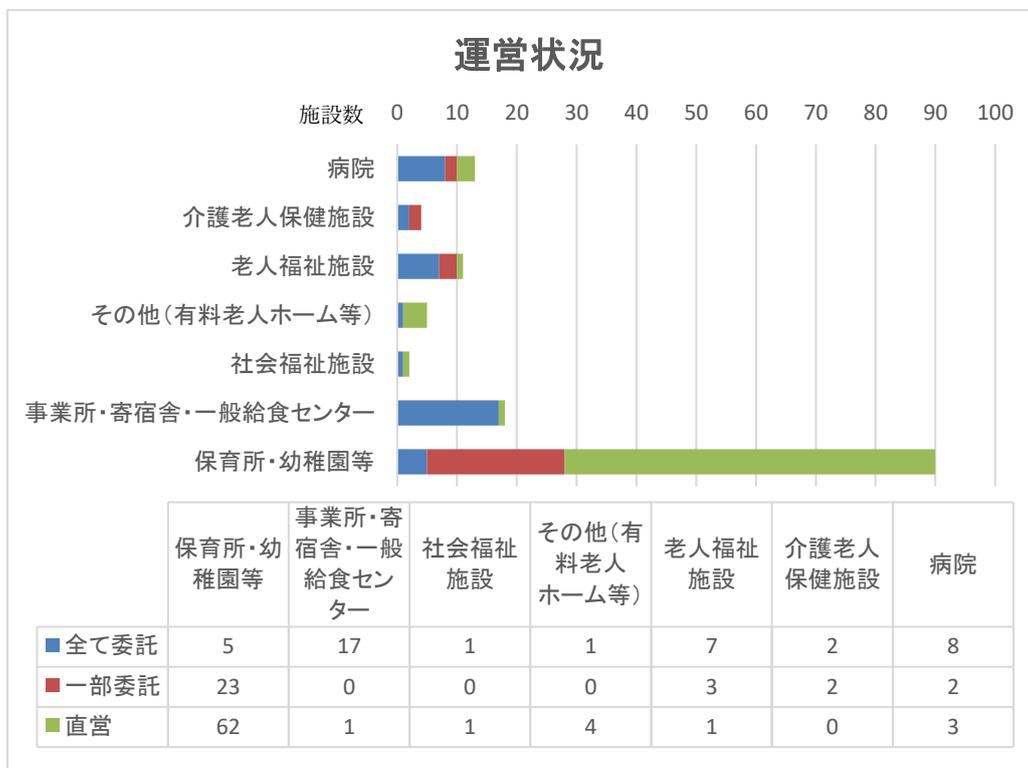
種 別		総 数	学 校	病 院	介護老人 保健施設	老人福祉 施設	児童福祉 施設	社会福祉 施設	寄 宿 舎	事 業 所	一般給食 センター	そ の 他
計	特定給食施設	104	37	9	4	5	34	-	-	10	-	5
	その他の給食施設	93	1	5	-	7	56	2	1	10	1	12
向 島	特定給食施設	52	19	5	2	4	19	-	-	2	-	1
	その他の給食施設	38	1	3	-	4	21	-	-	2	-	7
本 所	特定給食施設	52	18	4	2	1	15	-	-	8	-	4
	その他の給食施設	55	-	1	-	3	34	2	1	8	1	5

#### 4 集計結果

令和4年11月分の栄養管理報告書の一部項目について、施設の分類ごとに取りまとめた。  
数が少ない施設の分類については、近い分類に入れた。

##### (1) 運営状況（全施設共通）

保育所・幼稚園等が給食運営を直営で行っている割合が高く、他は、全て委託して行っている割合が高い。

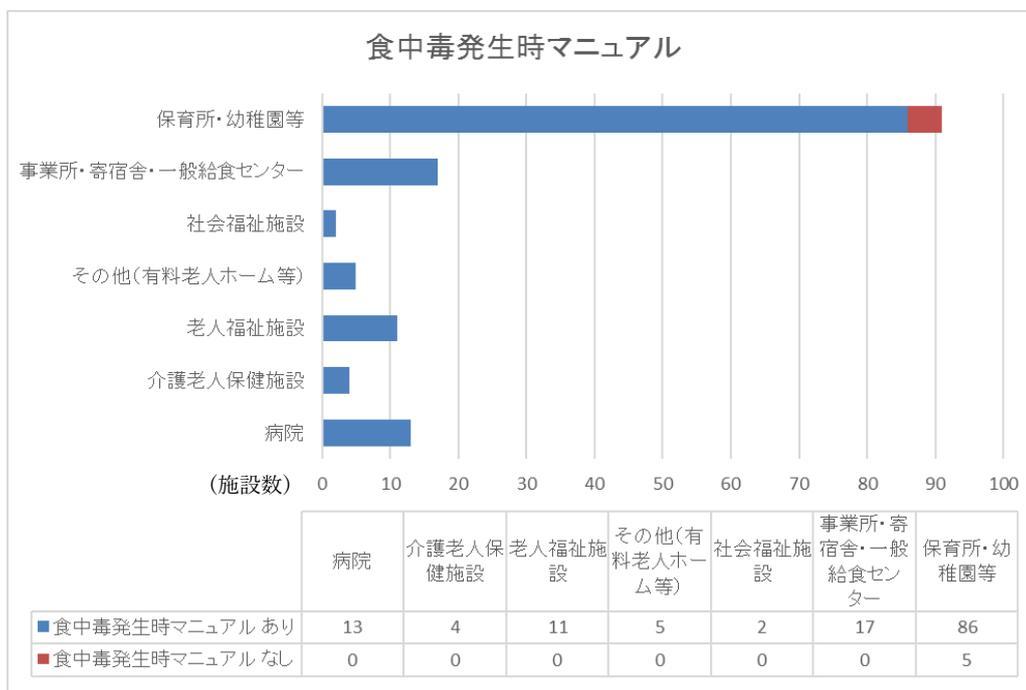


##### (2) 非常時危機管理

食中毒発生時マニュアルの有無、食品備蓄の有無、災害時マニュアルの有無、他施設との連携の有無について取りまとめた。

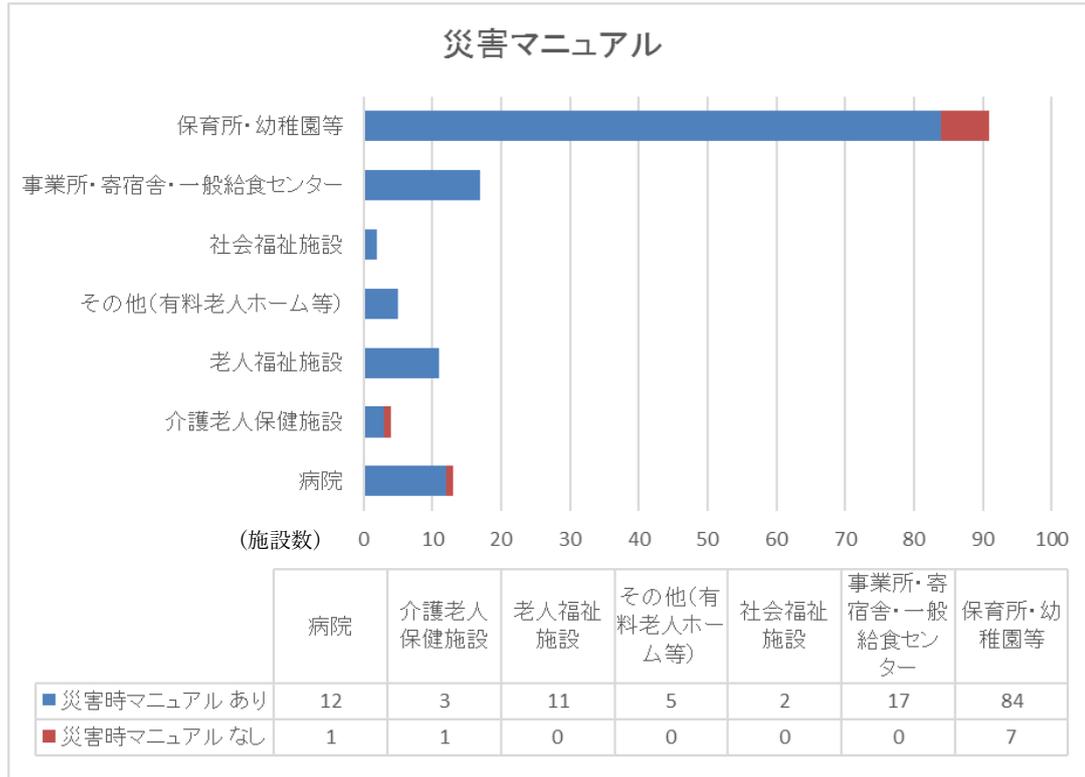
###### ① 食中毒発生時マニュアル

ほぼ全ての施設で食中毒発生時マニュアルがあったが、保育園・幼稚園等では特定給食施設も含め、5施設で食中毒発生時マニュアルがなかった。



## ② 災害時マニュアル

9割以上の施設が災害時のマニュアルがあったが、一部施設で災害時のマニュアルが用意できていなかった。

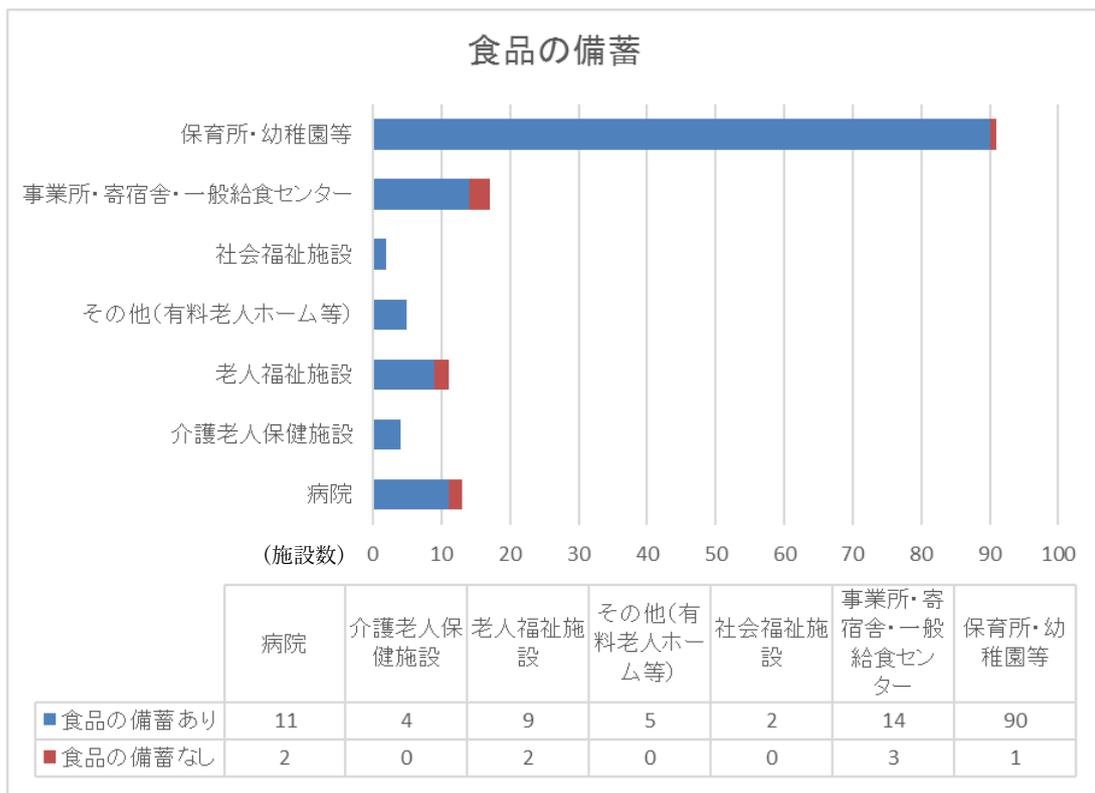


## ③ 食品の備蓄

保育所・幼稚園等では、ほぼ全ての施設で食品の備蓄がされていた。一方で、病院や老人福祉施設、事業所・寄宿舎・一般給食センターでは、食品の備蓄がないところがあった。

事業所・寄宿舎・一般給食センターでは、災害時のマニュアルはあるが、食品の備蓄がない施設が多い。

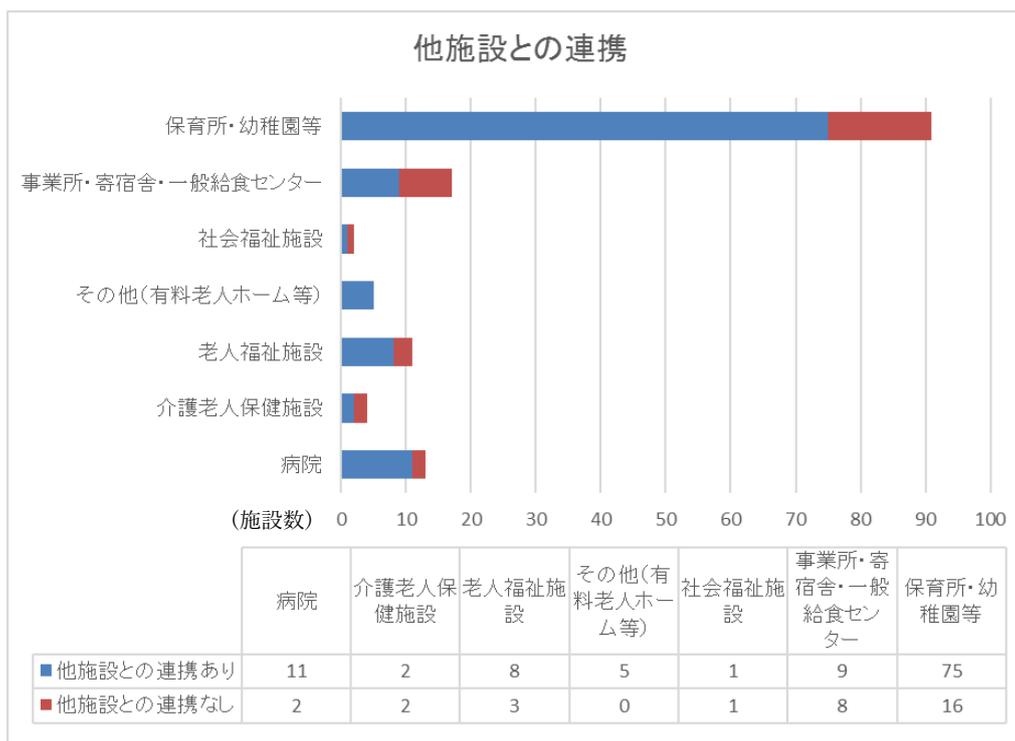
保育所・幼稚園等については、災害時のマニュアルはないが食品の備蓄はあるという施設が多い。



#### ④ 他施設との連携

他施設との連携がない施設が2割以上あった。

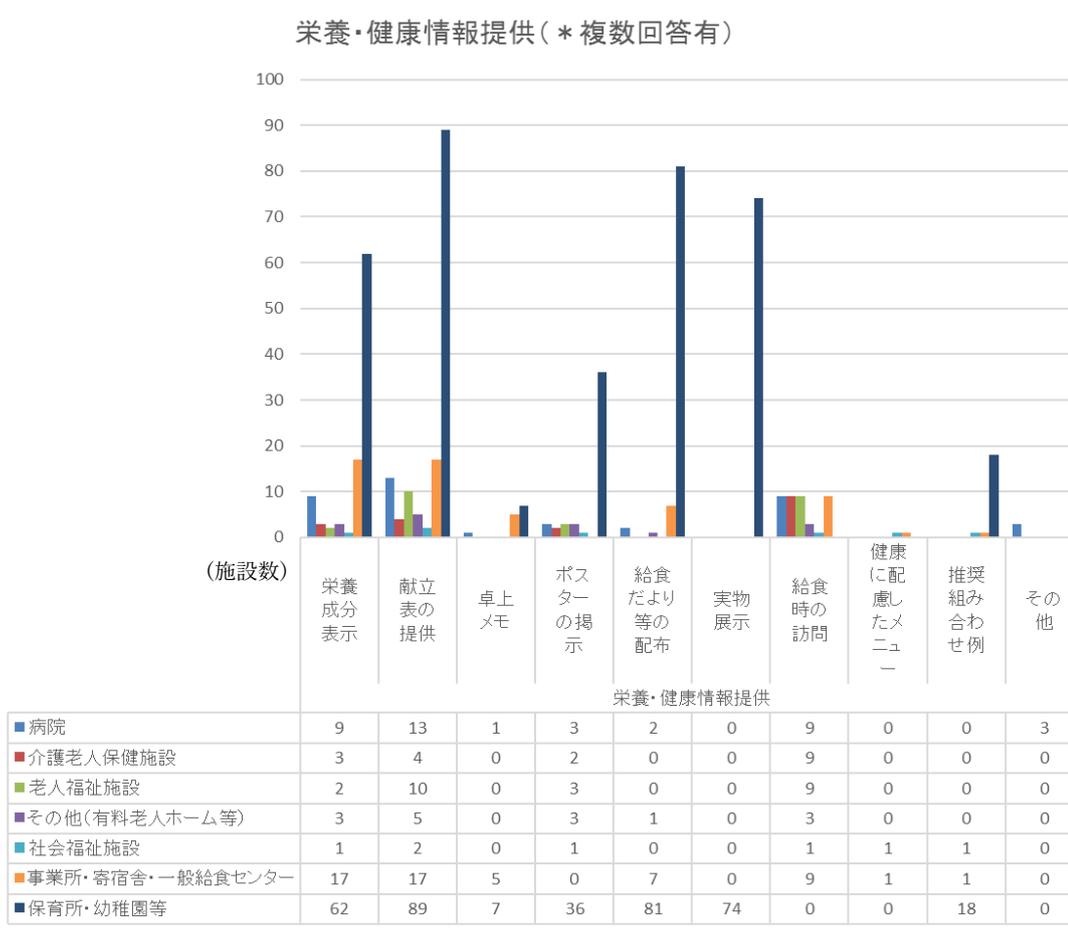
その他（有料老人ホーム等）については、全施設で他施設との連携をしていた。



#### (3) 栄養・健康情報提供

各施設が行っていた栄養・健康情報提供について、回答を取りまとめた。

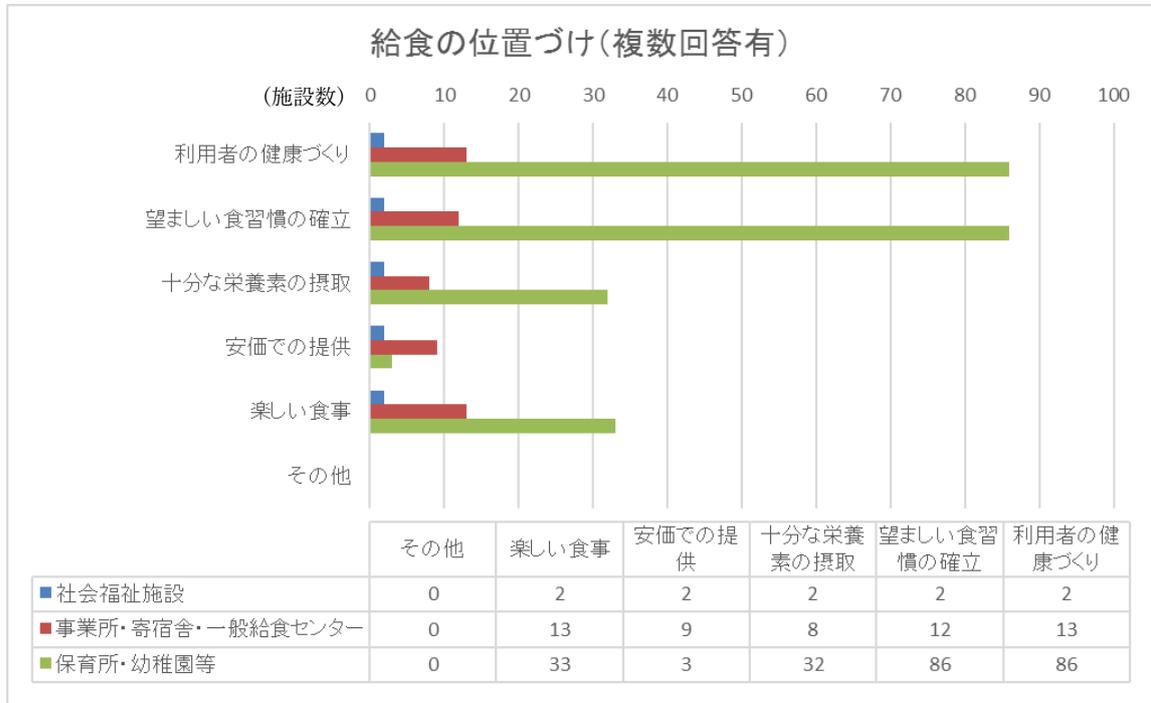
最も多かった栄養・健康情報提供の手段は、献立表の提供だった。実物展示については、保育所・幼稚園等のみで行われていた。なお、何も行っていない施設なく、いずれの給食施設も喫食者に対して、何かしらの栄養・健康情報提供を行っていた。



(4) 給食の位置づけ（「保育園・幼稚園等」及び「給食施設」の書式で提出している施設のみ）

全ての施設において、「利用者の健康づくり」や「望ましい食習慣の確立」、「楽しい食事」を給食の位置づけとしている施設の割合が高かった。

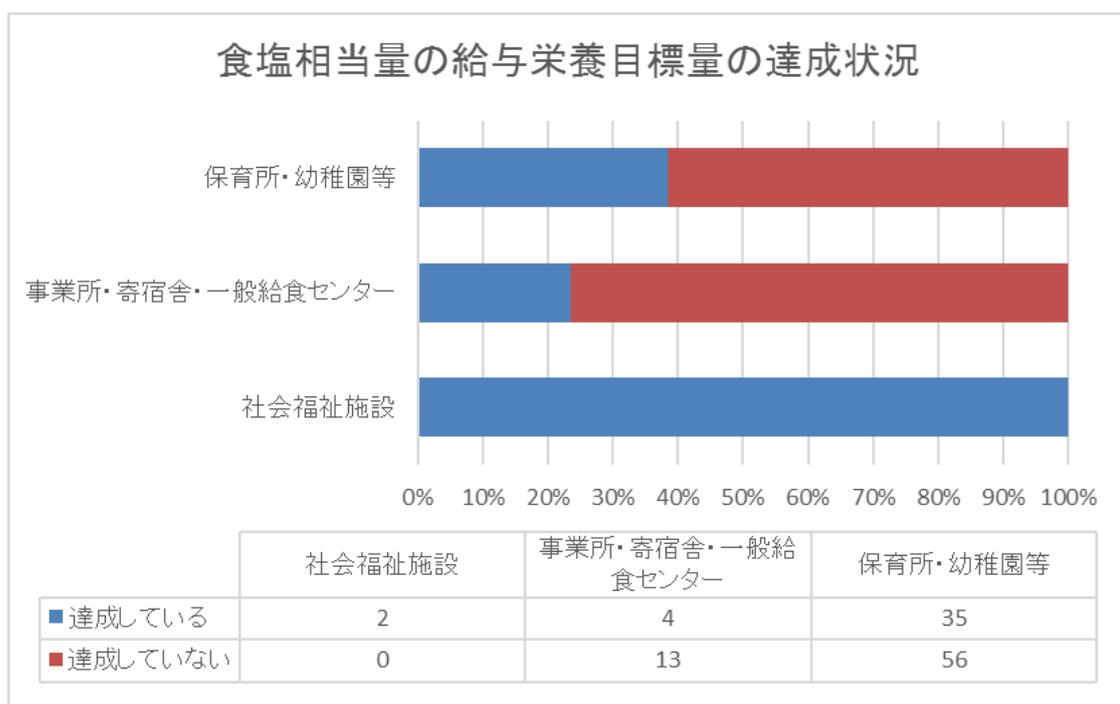
施設の種類ごとの特徴としては、社会福祉施設では、全ての項目を給食の位置づけとしていた。事業所・寄宿舍・一般給食センターについては、他より「安価での提供」を給食の位置づけとしている割合が高い。保育園・幼稚園等では、他より「十分な栄養素の摂取」を給食の位置づけとしている割合が高かった。



(5) 食塩相当量の給与栄養目標量の達成状況（集計対象は（4）と同様）

各施設が設定している給与栄養量のうち、食塩相当量について、目標量と実際の給与栄養量を比較し、目標を達成している施設と達していない施設を集計した。

社会福祉施設以外は、半数以上の施設が達成出来ていなかった。

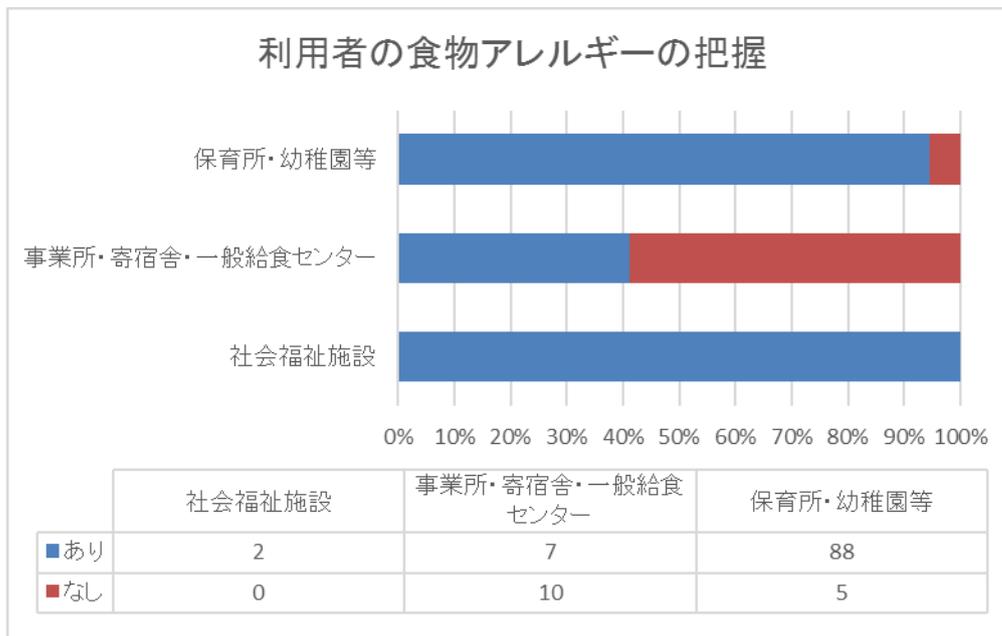


(6) 食物アレルギーについて（集計対象は（4）と同様）

① 利用者の食物アレルギーの把握

事業所・寄宿舍・一般給食センターでは、4割程度の施設でしか把握していなかった。

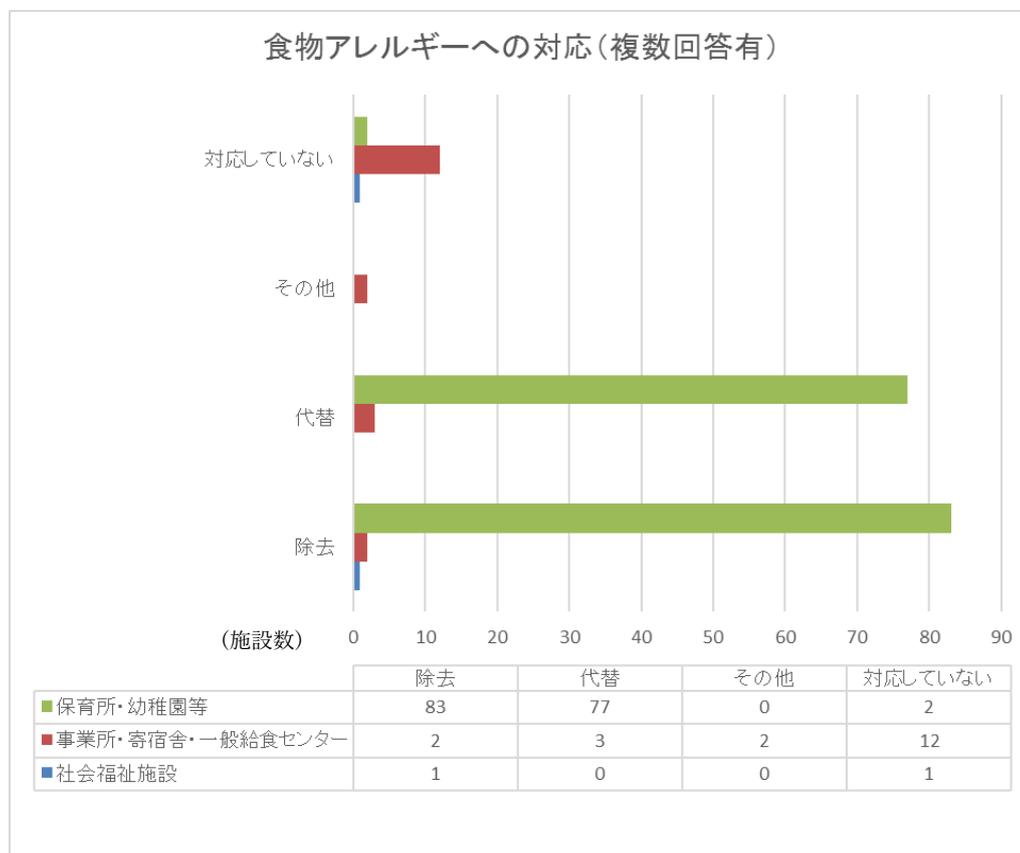
一方で、社会福祉施設と保育園・幼稚園等だけで見ると、9割以上の施設が把握していた。



② 食物アレルギーへの対応（複数回答有）

利用者に食物アレルギーがあった場合どのような対応をしているのか集計した。

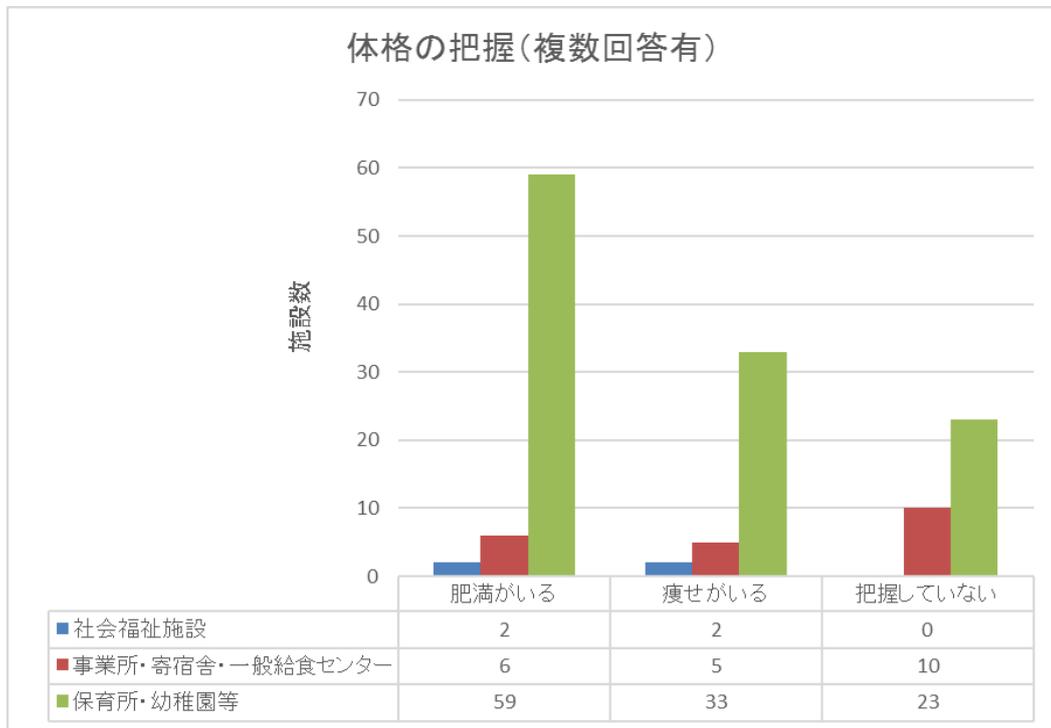
保育園・幼稚園等では、ほとんどの施設で代替や除去などきめ細かい対応をしていた。



(7) 体格の把握（集計対象は（4）と同様）

社会福祉施設では、全ての施設で体格の把握をしていた。一方、事業所・寄宿舍・一般給食センターでは約6割の施設、保育所・幼稚園等では約3割の施設が喫食者の体格を把握していなかった。

肥満・痩せについては、保育所・幼稚園等では、体格の把握をしている施設のうち9割近い施設に肥満の児がいた。痩せについても約5割近い施設に痩せの児がいた。



(8) 栄養改善の実施（集計対象は病院・介護施設等の書式で提出している施設のみ）

栄養改善を全く実施していない施設はなかった。病院と介護老人保健施設、老人福祉施設、では、「摂食・嚥下機能の改善」や「適正体重者の増加」、「食事摂取の適正化」、「利用者の満足度の向上」が、比較的实施している施設が多かった。その他（有料老人ホーム等）については、「有病者の治療」をあげている施設は全くなかったが、「摂食・嚥下機能の改善」と「利用者の満足度の向上」については、全ての施設で実施していた。

